



届出・各種証明

戸籍・住民登録 (横手地域局を除く)

市民福祉部国保市民課(本庁舎) ☎35-2176

各地域局市民サービス課(横手地域局は国保市民課へ)

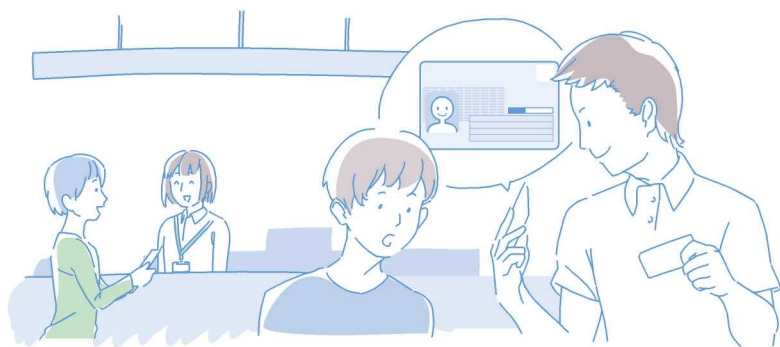
増田地域局 ☎45-5513 平鹿地域局 ☎24-1113 雄物川地域局 ☎22-2156 大森地域局 ☎26-2115

十文字地域局 ☎42-5114 山内地域局 ☎53-2932 大雄地域局 ☎52-3905

このようなとき	種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から14日以内	●出生届書(出生証明書) ●母子健康手帳
家族が亡くなったとき	死亡届	亡くなった日から7日以内	●死亡届書(死亡診断書) ●国民健康保険証、後期高齢者医療受給者証(加入者のみ) ●斎場使用料 ●介護保険被保険者証 ●福祉医療費受給者証(該当者のみ)
結婚したとき	婚姻届		●婚姻届書(証人欄に成人2名の署名が必要) ●夫、妻の戸籍謄本(全部事項証明書)(横手市外に本籍があるとき) ●本人確認書類 ●国民健康保険証(加入者のみ) ●マイナンバーカード
離婚したとき	離婚届	裁判離婚のときは調停成立、審判・判決等確定から10日以内	●離婚届書(協議離婚の場合、証人欄に成人2名の署名が必要) ●本人確認書類 ●裁判離婚の場合、調停調書の謄本、または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書 ●戸籍謄本(全部事項証明書)(横手市外に本籍があるとき) ●国民健康保険証(加入者のみ) ●マイナンバーカード
横手市へ引っ越すとき	転入届	引っ越してから14日以内	●本人確認書類 ●転出証明書(前住所地の市区町村が発行したもの) ●加入している健康保険証 ●国民年金手帳(加入者のみ) ●マイナンバーカード
横手市から引っ越すとき	転出届	転出予定日まで	●本人確認書類 ●国民健康保険証、後期高齢者医療受給者証(加入者のみ) ●福祉医療費受給者証(該当者のみ)
市内で引っ越すとき	転居届	引っ越してから14日以内	●本人確認書類 ●国民健康保険証、後期高齢者医療受給者証(加入者のみ) ●国民年金手帳(加入者のみ) ●福祉医療費受給者証(該当者のみ) ●マイナンバーカード



届出・各種証明



広告

不動産登記(相続/贈与/売買)
会社登記
司法書士
佐藤信行事務所

横手公園
中央公民館 ● 法務合同庁舎
祀観音寺 横手病院
横手川
横手郵便局
これが蛇の崎橋です
◀国道13号線

横手市本町4-2(蛇の崎橋の目の前です)
☎ 0182-32-1385

各種証明

個人情報保護と不正請求の防止のため、窓口に来た方の本人確認を行っています。運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど、官公署が発行した写真付きの身分証明書を窓口で提示してください。本人確認書類をお持ちでない方はお問い合わせください。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、一部証明書をコンビニで取得することもできます。詳しくはP51をご覧ください。

※本人以外が申請するときは、委任状等が必要となる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

●戸籍・住民基本台帳関係

種類	ここへ	必要なもの	手数料
戸籍全部事項証明書(謄本) 戸籍個人事項証明書(抄本)	市民福祉部国保市民課 (本庁舎) ☎35-2176 増田地域局 (市民サービス課)	本人確認ができる書類	1通450円
除籍全部事項証明書(謄本) 除籍個人事項証明書(抄本) 改製原戸籍謄本 改製原戸籍抄本	☎45-5513 平鹿地域局 (市民サービス課) ☎24-1113	本人確認ができる書類	1通750円
戸籍附票(全部・一部)の写し	雄物川地域局 (市民サービス課) ☎22-2156	本人確認ができる書類	1通200円
身分証明書	大森地域局 (市民サービス課) ☎26-2115	本人確認ができる書類	1通200円
受理証明書	十字地域局 (市民サービス課) ☎42-5114	本人確認ができる書類	1通350円
住民票(世帯全員・一部)の写し	山内地域局 (市民サービス課) ☎53-2932	本人確認ができる書類	1通200円
住民票記載事項証明書	大雄地域局 (市民サービス課) ☎52-3905	本人確認ができる書類	1通200円
印鑑登録証明書		印鑑登録証	1通200円

※一部証明書については、条里南庁舎でも発行することができます。

●市税関係

種類	ここへ	必要なもの	手数料
課税(非課税)証明	財務部税務課市民税係 (本庁舎) ☎32-2510 各地域局 市民サービス課 (横手地域局は横手地域課へ)	本人確認ができる書類	1通200円
法人営業証明	財務部税務課市民税係 (本庁舎) ☎32-2510 各地域局 市民サービス課 (横手地域局を除く)	委任状	1通200円

※一部証明書については、条里南庁舎でも発行することができます。

種類	ここへ	必要なもの	手数料
納税証明書	財務部収納課 (本庁舎) ☎32-2518 各地域局 市民サービス課 (横手地域局は横手地域課へ)	本人確認ができる書類 ※直近(おおむね10日以内)に納付した場合は、領収証書等(コピー可)をご持参ください。 ※法人の場合は代表者印が押印されている委任状	1通200円
納税証明書(継続検査用)		※車検証の提示があれば、ご本人以外(自動車販売業者の方など)でも請求できます。	無料
評価証明		本人確認ができる書類	
公課証明	財務部税務課 資産税係(本庁舎) ☎32-2767	相続人が申請する場合は相続関係を示す書類 (戸籍謄本等) 法人の場合は委任状	1通200円 (納税義務者毎)
課税台帳閲覧(名寄帳)	各地域局 市民サービス課 (横手地域局を除く)		
住宅用家屋証明		—	1通1,300円
公図の写し		—	公図 1枚200円
地籍調査成果図面およびデータ	財務部財産経営課 地籍調査係(条里南庁舎) ☎32-2517	—	1筆200円

※一部証明書については、条里南庁舎でも発行することができます。

コンビニ交付

問 市民福祉部国保市民課 ☎35-2176

マイナンバーカードを利用して、横手市の住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できます。

※ご利用にあたっては、有効な利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要になります。

取得できる証明書	サービスが利用できる店舗	ご利用可能時間
戸籍全部事項証明書(謄本) 1通270円 戸籍個人事項証明書(抄本) 1通270円 戸籍附票(全部・一部)の写し 1通120円 住民票の写し 1通120円 印鑑登録証明書 1通120円 市・県民税 課税(非課税)証明書 1通120円	●セブンイレブン ●ファミリーマート ●ローソン ●ミニストップ ●セイコーマート ●イオンリテール ●Aコープ北東北	6:30~23:00 ※戸籍全部(個人)事項証明書 及び戸籍の附票の写しにつ いては平日9:00から17: 15まで

その他届出

このようなとき	ここへ	必要なもの	備考			
農地を売買したり、貸し借りするとき (農地の権利移動)	農業委員会事務局 (条里南庁舎) ☎35-2172 各地域局 地域課 産業建設係 (横手地域局を除く)	農地法第3条許可 申請書一式	事前に許可を受けてください (相談・届出の受付は各地域局 地域課産業建設係でも行って います)。 ※「農地法第3条の3の規定に よる届出書」は各地域局市民 サービス課(横手地域局は国 保市民課)窓口にもあります。			
農地を農地以外に使うとき(農地の転用)		農地法第4条許可 申請書一式				
農地を売買または貸借し農地以外に転用するとき (農地の権利移転を伴う転用)		農地法第5条許可 申請書一式				
農地を相続したとき (権利を取得したことを知った時点から概ね10 か月以内の期間)		農地法 第3条の3の規定による届 出書				
山の木を伐採するとき	農林部農林整備課 (県平鹿地域振興局庁舎) ☎32-2114 各地域局 地域課 産業建設係 (横手地域局を除く)	伐採届および伐採後の 造林届出書	伐採を開始する日の30~90日 前までに必ず届け出てください。			
山林およびその周囲1kmの範囲内にある土地に 火入れをするとき		火入れ許可申請書一式	火入れをする日の7日前までに 提出してください。			
森林の土地を取得し新たに土地所有者になった とき		森林の土地の所有者届出 書一式	土地の所有者になってから90 日以内に届け出てください。			
大規模な土地の取引をしたとき ●都市計画区域内 5,000㎡以上 ●都市計画区域外(山林など) 10,000㎡以上	総務企画部経営企画課 (本庁舎) ☎35-2164 各地域局 地域課 (横手地域局を除く)	国土利用計画法第23条に よる届出書類一式	96ページ参照			
土地の開発を行うとき ●都市計画区域内 1,000㎡以上 ●都市計画区域外10,000㎡以上	建設部都市計画課 (県平鹿地域振興局庁舎) ☎32-2408	手続きの内容によって異なります。直接お問い合わせくだ さい。				
中高層建築物(高さ10m超)を建築するとき						
大規模建築物等の建築や外観変更等をするとき						
大規模な物件の堆積・土石等の採取・鉱物の掘 採・土地の区画形質の変更等を行うとき						
景観重点地区(羽黒町・上内町地区/増田地区) で、建築物等の建築や外観変更等をするとき						
屋外広告物の表示・改造・除却等をするとき						
都市機能誘導区域外で行う行為 ●誘導施設を有した建築物の建築を目的の開発行為 ●誘導施設を有した建築物の新築・改築、もしくは建築物 の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為						
居住誘導区域外で行う行為 ●3戸以上の住宅の建築もしくは1戸または2戸 の住宅の建築で、その規模が1,000㎡以上の 開発行為 ●住宅等の新築もしくは改築・用途変更で住宅 等とする3戸以上の建築行為						
建築物(住宅等)を建築するとき				建設部建築住宅課 (県平鹿地域振興局庁舎) ☎35-2224	建築基準法の 建築確認申請書	96ページ参照
建築物(住宅等)を解体するとき					建設リサイクル法の届出 建築基準法の建築物除却届	96ページ参照



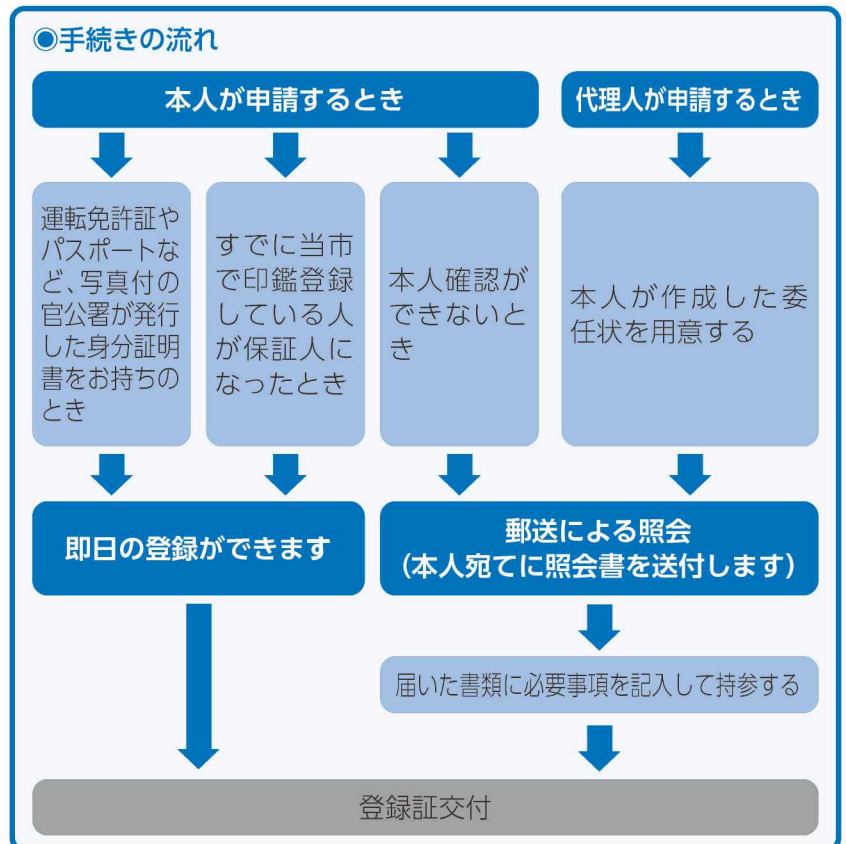
届出・各種証明

このようなとき	ここへ	必要なもの	備考
住宅やその他の建物の全部または一部を取り壊したとき	財務部税務課 資産税係 (本庁舎) ☎32-2767 各地域局 市民サービス課 (横手地域局を除く)		それぞれの届出内容に応じた届出書に記入してください。
登記されていない建物の売買、相続等により所有者が変更になったとき			
死亡に伴い固定資産の所有者が変更になるとき			
原動機付自転車・小型特殊自動車を新規登録・譲渡するとき	財務部税務課 市民税係 (本庁舎) ☎32-2510 各地域局 市民サービス課 (横手地域局を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認ができる書類 ●販売(譲渡)証明書 	窓口に備え付けの「軽自動車税申請(報告)書兼標識交付申請書」に記入してください。 ※登録する原動機付自転車・小型特殊自動車の車名、車台番号、型式、形式認定番号等を控えてきてください。
原動機付自転車・小型特殊自動車を廃車するとき	同上	<ul style="list-style-type: none"> ●ナンバープレート ●標識交付証明書 ●届出人の本人確認ができる書類 	窓口に備え付けの「廃車申告書兼標識返納書」に記入してください。 なお、ナンバープレートを紛失したときは弁償金100円がかかります。
軽自動車(二輪126cc以上、三輪、四輪、雪上車)の新規登録、名義変更、廃車などをするとき	横手地区 自家用自動車協会 ☎32-1371	手続きの内容によって異なります。直接お問い合わせください。	
横手市増田伝統的建造物群保存地区で、建物等の建築や外観変更等をするとき	まちづくり推進部 文化振興課☎45-5512	手続きの内容によって異なります。直接お問い合わせください。	
墓を建てる時(自宅敷地など墓地ではない場所に、許可なく墓を建立することはできません。詳しくは生活環境課へお問い合わせください。)	市民福祉部生活環境課 ☎35-2184	墓地の種類によって手続きが異なります。 市営墓地の場合…最寄りの各地域局市民サービス課又は生活環境課へ 寺院墓地の場合…各寺院へ その他民営墓地の場合…各管理者へ直接お問い合わせください。	

印鑑登録

横手市に住民登録をしている15歳以上の方は、1人につき1個、印鑑を登録できます。

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●本人確認のできる書類(マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書)
手数料	新規登録:200円 再登録(紛失・破損等のとき):500円 改印:500円
注意	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が申請するときは委任状が必要です。 ・本人確認ができなかったときや代理人が申請するときは、即日の登録はできません。 ・登録できる印鑑は1人1個です。同一世帯内で同じ印鑑は登録できません。
登録できない印鑑(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム印など変形しやすいもの ・ふちが欠けているもの ・氏名以外の文字が入っているもの ・規定外の大きさのもの ・文字が白抜きのもの



旅券(パスポート)の申請

問 横手市市民福祉部国保市民課住民記録係 ☎35-2176 秋田県生活環境部県民生活課旅券班 ☎018-860-1112

横手市に住民登録している方は横手市役所での手続きになります。

●横手市で行う手続き

- 初めての申請や、切り替えなどで新たにパスポートを作る場合
- 氏名、本籍などを変更した場合
- 査証欄の余白がなくなった場合
- パスポートを紛失・焼失した場合

●横手市で手続きができる方

- 日本国籍があり、横手市に住民登録している方
 - 横手市外に住民登録している方でも、学生や単身赴任者等で横手市に居所のある方は申請ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- ※海外で親族等が死亡、危篤、入院等し、関係者が緊急に渡航する場合や、「刑罰等関係」に該当する場合などは、県窓口での申請になります。

●取り扱い時間と窓口

- ▶申請受付時間
月曜から金曜の8:30~17:00
(土曜、日曜、祝日、12月29日~1月3日はお休みです)
- ▶受け取り時間
月曜から金曜の8:30~17:15
(土曜、日曜、祝日、12月29日~1月3日はお休みです)
※水曜日のみ19:00まで受け取りができます(事前に予約が必要です)
- ▶窓口
横手市役所国保市民課(本庁舎)
※各地域局市民サービス課および条里南北庁舎では受付できません。

マイナンバーカードについて

問 横手市マイナンバーコールセンター ☎0182-32-9936
メール:kokuhoshimin@city.yokote.lg.jp

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは住民の皆様からの申請により交付されるプラスチック製のカードです。

おもて面には顔写真、住所、氏名、生年月日、性別が記載されており本人確認のための身分証明書として利用できます。

裏面にはマイナンバーが記載されていますのでマイナンバーの確認と本人確認が一枚で行えます。

マイナンバーカードでできること

マイナンバーカードがあればコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することが出来ます。

確定申告などの一部行政手続をオンライン上で行えるようになります。

利用申込を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

※上記機能の利用には電子証明書の搭載が必要です。

マイナンバーカードの取得方法

通知カードあり

通知カードなし

紙での申請

通知カードの下についている交付申請書を交付申請書受付センターへお送りください。
(※)

オンライン申請

通知カードの下に記載されているQRコードをスマートフォン等で読み込み、申請サイトの画面にしたがい申請してください。

紙での申請

マイナンバーカード総合サイトから手書き用の申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上交付申請書受付センターへお送りください。

左記以外にも

市役所の国保市民課または各市民サービス課の窓口でQRコードの載った申請書をお渡しできます。お気軽にお問い合わせください。

申請後1か月ほどでマイナンバーカードが出来上がります。出来ましたらお知らせをお送りしますので、内容をよくご確認の上、市役所の国保市民課または各市民サービス課の窓口でお受け取りください。

※封筒材料はマイナンバーカード総合サイトでダウンロードできるほか、国保市民課及び各市民サービス課の窓口でもお配りしています。

マイナンバーカード総合サイトは右記URLもしくは、QRコードの読み取りでご覧いただけます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

